

平成25年6月12日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	福 井	正
2 番	稲 富	雅 和	10 番	水 頭	喜 弘
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	橋 爪	敏
4 番	竹 下	勇	12 番	中 西	裕 司
5 番	角 田	一 美	13 番	松 尾	征 子
6 番	伊 東	茂	14 番	松 本	末 治
7 番	光 武	学	15 番	松 尾	勝 利
8 番	徳 村	博 紀			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	迎		和	泉
産	業	中	川		宏
建	設	中	村	博	之
会	計	平	石	和	弘
会	計	橋	村	直	子
総務課長兼人権・同和対策課長		松	浦		勉
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		打	上	俊	雄
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	山	靖	久
市	民	有	森	弘	茂
市	民	一	ノ	瀬	健
税	務	大	代	昌	浩
福	祉	栗	林	雅	彦
保	険	土	井	正	昭
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
産	業	橋	口		浩
農	林	下	村	浩	信
商	工	有	森	滋	樹
都	市	森	田		博
環	境	福	岡	俊	剛
水	道	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		澤	野	政	信

平成25年 6 月12日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第 2 報告第 3 号 平成24年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第 3 報告第 4 号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第 4 報告第 5 号 平成25年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告）
- 日程第 5 議案第36号 鹿島市職員給与の臨時特例に関する条例の制定について（大綱質疑、常任委員会付託）
- 日程第 6 議案第37号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例について（質疑、討論、採決）
- 議案第40号 佐賀縣市町総合事務組合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決）
- 日程第 7 議案第38号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 8 議案第39号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第 1 号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第 9 請願上程
- 請願第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願（常任委員会付託）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長より諸般の報告をいたします。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案 1 件の追加提出がありました。

議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書その 2 の目次の記載にとおりでございます。

次に、監査委員から平成24年度に係る平成25年度4月分の出納検査結果に関する報告が
っております。その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1. 議案の追加上程であります。

議案第41号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。早速でございますが、本日、追加提案をいたします議案は補正予算
1件でございます。

鹿島市の中心市街地における「市民交流プラザ（仮称）」を設置することなどについて、
平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）として提案をいたすものでございます。

まず、ここに至るまでの経過について御説明をいたします。

私たちのふるさと鹿島市は、間もなく市制施行60周年を迎えようとしています。

この間、ふるさとの先人たちは、鹿島市が地域における中核都市としての地位を確立すべ
く、努力を重ねてこられ、県の南西部における行政、経済、教育、文化の中心地として確固
たる地位を築いてこられました。

しかしながら、近年は、いろんな面で近隣の市町に埋没しているのではないだろうか、さ
らには、差をつけられているのではないだろうかと感じておられる市民の皆様も少なくない
と思われまます。

このような現状を背景として、昨年6月に鹿島市まちづくり推進構想、いわゆる鹿島ニュー
ディール構想の提起をいたしたところでございます。

その中で、特に、今から申し上げます4点については、緊急を要する課題として速やかに
対応する必要があるということで、この構想の中でも優先順位の高い事業として位置づけて
いるところでございます。

まず、鹿島市の公的施設の老朽化対策でございます。

鹿島市では、市民会館や福祉会館など多くの公的施設の老朽化が進んでおりまして、建て
かえ、補修などの対応が必要となってきております。

2点目に、中心市街地の再生、活性化でございます。

鹿島市にとりまして長年の懸案でございました中心市街地の再生、活性化については、こ
れまで鹿島市の表玄関でございますJR肥前鹿島駅を起点として大手門まで、スカイロード
を軸として整備を行ってきたわけでございますが、まだ終止符が打たれておらず、中心市街
地や住宅地の空洞化、衰退に歯どめをかけなくてはなりません。

3点目に、国、県の現地機関の再編計画への対応でございます。

鹿島市には、かつて多くの国や県の現地機関が立地をしておりましたけれども、法務局、保健所、教育事務所など、市民生活や鹿島市の行政にとって身近で重要な施設や機関が市外へ移転をしていきました。最近になりまして、またその動きが見られており、これ以上の市外移転をとめる必要がございます。

4点目に、防災・減災への備えでございます。

阪神・淡路大震災や東日本大震災、大規模な豪雨災害などの発生、さらには、新型のインフルエンザ、鳥インフルエンザ、口蹄疫などの感染症の発生は、その対応を間違えれば、地域、そして経済の存亡の危機を招く事態となりかねません。この地域におきまして、自力での防災・減災への備えと機能強化が必要となってきております。

そのかなめは、鹿島市と佐賀県の防災組織、防災機能の存在と緊密な連携の確保であり、鹿島総合庁舎の鹿島市内での存続立地は必要不可欠であります。

このように鹿島市が対応すべき課題はいろいろございますが、特に中心市街地の再整備につきましても、今回の主なテーマとして取り上げて御提案するものでございます。

鹿島市の中心市街地の区域内には、かつてさまざまな公共公益施設が立地をしておりましたが、車社会の発展など、時代のニーズもありまして、その多くが区域外や、あるいは市の外へ移転しております。

その跡地には、大小の商業施設などが建設をされまして、いわゆる中心商店街を形成し、県の南西部の商業圏の中核としてにぎわった時期もございました。

しかし、次第にその後、郊外や市外に十分な駐車場や豊富な品ぞろえを持つ大規模商業施設が立地するなど、中心市街地の集客力が衰え、空き地、空き店舗の増加など市街地の空洞化が鹿島市のまちづくりにとって大きな問題となっていたわけでございます。

そして、高齢者や障害をお持ちの方などの社会的弱者と呼ばれる方々を含め、子育て世代、若者など多くの市民の皆様が暮らしやすいまちにするためには、商店街や商業施設だけではなく、鹿島市の施設や民間の施設を問わず、さまざまな都市機能がコンパクトに集約され、アクセスしやすい歩いて暮らせるまちづくりや町なか居住を進めるなど、新しい発想での中心市街地の活性化策が求められております。

これらの事業、対策を具体的に進めるために、鹿島ニューディール構想の中におきまして、さまざまな公的施設を再整備、再配置する鹿島シビックセンター再整備構想を提示いたしましたわけでございます。

この構想では、行政機能を集積いたします市役所周辺の中川エリアに加えまして、中心市街地エリアに公的施設を再整備、再配置することとしております。商業施設などの空きスペースを活用して、鹿島市の施設のうち、中心市街地に立地することが利用者の立場から利便性が向上する、そういうもの、そして、市民サービスの向上、施設の機能充実、さらには、

市街地のにぎわいの創出に資する、そういうことに役立つと、そういうことが見込まれる機関、施設の移転再整備を提案しているところでございます。

また、鹿島市の公的施設の中心市街地への再配置と、民間の商業施設や医療、保健、福祉関係の施設などと連携をするということで、さらに機能が充実した中心市街地が形成されると、そういうことに資するものと考えております。

このようなことを背景としまして、今回、具体的な事業として、鹿島市の中心市街地の商業施設の空きスペースに鹿島市の公的施設の一部を移転再整備し、市民交流プラザ、これは仮称でございますが、そういうものとして設置をすることを御提案するものでございます。

これは、鹿島ショッピングセンター協同組合が運営を行っておられる中心市街地の商業施設、ショッピングタウン・ピオの3階、4階のフロアを区分所有する、鹿島市が取得することによって十分な場所を確保し、片方で昭和46年の建設となりますことで老朽化が進んでおります福祉会館の施設と機能を中心としまして移転再整備をするというものでございます。

さらにその場所には、子育て世代の皆様からこれまで御要望が多い子育て広場を新たに設置する、そういう計画といたしております。

鹿島市の公的施設の移転先としては、今回、御提案をしておりますピオを初め、中心市街地の複数の施設を検討いたしました。その結果、まとまった広いスペースが確保できること、中心市街地という限られた条件で比較的多くの駐車場があること、さらには、隣接をします商店街、医療機関、銀行や郵便局などの施設との連携ができると、そういうまちづくりが期待できるということなどを考慮して、ピオの空きスペースに着目したものでございます。

特に、広いスペースがあるということは大きな魅力でございます。子育て広場や、くつろげるコミュニティスペースの設置など、いろんな施設、広場を分散することなく、集中して効率よく配置できると考えております。周辺には、医療機関を初めとするいろいろな都市機能が集積をいたしておりますし、バス停なども隣接をしておりますので、あらゆる世代の方や市外からもおいでをいただきまして、待ち時間などにも気軽に御利用いただけるものを整備していく計画といたしております。

このように、ピオを活用し公的施設を配置することは、市内外のいろいろな年齢階層の人が訪れていただく可能性がございまして、町なか居住の推進、交流人口の拡大など中心市街地のにぎわい創出と活性化につながるものと大きな期待を寄せているところでございます。

そこで、財源の確保の面でございますが、平成25年度において国土交通省の予算で地方都市リノベーション事業という事業が立ち上げられ、鹿島市もこの事業採択の内示を受けることができました。

この事業は、既存の中心市街地の空き店舗や空き地を有効に活用する事業への補助事業でございます。補助率は50%、また残りの45%部分にも市債の活用が可能であるなど極めて有利な財政支援が整えられております。

さらに今回は、肥前鹿島駅前のトイレ改修もあわせてこの事業の採択の対象となっております。

鹿島市の構想は、地方都市リノベーション事業の趣旨に一致したモデル的な事業との評価を国からいただいているところをごさいます、このことは、鹿島ニューディール構想で提起しております今後私たちの町の将来の総合的なまちづくりにつきまして、国のさまざまな支援制度をこれからも活用できる大きな一歩になるのではないかと、そういうふう考えているところをごさいます。

鹿島ニューディール構想につきましては、4月末から5月上旬にかけて市内6地区で市長と語る会を開催いたしまして、多くの皆様の御参加をいただきました。

会場やアンケートでいただいた貴重な御意見、これまで議員の皆様と積み上げてきた議論や御意見などを十分に踏まえまして、これから具体的な対応を詰めてまいりたいと思っております。

また、今後、この件に関します広報資料の全戸配布や御意見箱の設置など早急に行いまして、さらに加えて7月1日の「広報かしま」やホームページ等々で、今回、鹿島市が整備を御提案しています市民交流プラザにこんな施設があったらいい、こんな利用法が考えられるのではないかと、そういうアイデアを募集しまして、市民の皆様から広く御意見をいただく予定といたしております。

一方、平成24年度の経済産業省関係の補正予算におきまして、商店街まちづくりという補助事業が創設をされております。

この事業は、地域の商店街振興組合等が実施する地域住民の安全・安心な生活環境を守るための施設、設備等の整備を支援するというもので、高齢社会がこれから進んでいきますけれども、安全・安心に配慮した身近で快適な商店街づくりを目指すということを目的とした事業でございます。

この事業につきまして鹿島ショッピングセンター協同組合が応募しておられたわけですが、去る5月31日の夕刻に採択の内示があったとの連絡を受けました。

最大で事業費の3分の2が補助される有利な支援制度でございまして、協同組合におかれども、これらを有効に活用して事業を推進していかれることを期待いたしております。

このような形で、外部から大きな支援を受けられる機会はそうたびたびあるわけではないと思われまして、またとないチャンスであると思っております。

これまで議論の過程では、いろいろな意見、考え方が示されたが、最終的にはこの事業をやってよかったと市民の皆様から言っていただけるように誠心誠意取り組んでまいりますので、市民の皆様並びに議会の皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第41号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）の概要について申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に606,826千円を追加し、補正後の総額を13,313,255千円としたものでございます。

歳入につきましては、先ほど御説明をいたしました事業採択に伴う国庫支出金、地方都市リノベーション事業補助金が304,500千円、市債が274,000千円などを新規に計上いたしております。

歳出につきましては、地方都市リノベーション事業を活用した市民交流プラザ整備事業ということで、実施設計委託料48,406千円、整備工事費394,114千円、区分所有のための取得費154,606千円を含め、事業総額597,126千円を新規に計上いたしております。

また、同じ補助事業を活用した駅前トイレ改築事業において、10,000千円増額計上いたしております。

以上、追加提案をいたしました補正予算について説明いたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当部長、または課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

日程第2 報告第3号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第2．報告第3号 平成24年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

それでは、報告第3号 平成24年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

繰越明許費とは、一般的に繰越事業と言われるものでございまして、平成24年度の予算のうち、諸般の事情により予算の一部を平成25年度に繰り越して執行するものでございます。

繰越明許費は、予算の一部として議会の議決が必要となっております、本市の場合は、昨年の12月、3月議会におきまして補正予算の一部として提案し、議決をいただいたところでございます。

2ページをお願いします。

それでは、繰越事業について簡単に御説明いたします。

繰越理由につきましては、去る12月及び3月議会で補正予算とあわせて御説明いたしておりますので、今回は、平成24年度の収支の出納閉鎖を終え、繰越額が確定いたしましたので、

繰り越しの金額についてのみ御説明いたします。

まず、表の見方でございますが、左から款、項、事業名、その次の金額は12月及び3月の議会で議決いただいた繰越額の上限額でございます。

次の翌年度繰越額が平成24年度から25年度へ繰り越した確定額でございます。

次の欄の既収入特定財源は、平成24年度の出納閉鎖までに既に収入があった金額でございます。

次の国庫支出金からその他までの4項目につきましては、平成25年度に収入見込みの特定財源の種類を区分したものでございます。

一番右の一般財源は、事業費のうち市が一般財源として負担する金額となっております。

それでは、上から順に御説明いたします。

中心市街地再開発事業は、繰越上限額が金額欄にありますように3,000千円、その全額を平成25年度へ繰り越しいたしてしております。財源内訳は表のとおりでございます。

次の保育所整備事業は、上限額253,185千円に対し244,523千円を繰り越しいたしてしております。

次の農商工連携事業は、上限額100千円に対し10千円を繰り越しいたしてしております。

次の中山間地域総合整備事業は、上限額1,817千円に対し全額を繰り越しいたしてしております。

次の地域農業水利施設ストックマネジメント事業は、上限額18,758千円に対し全額を、農業体質強化基盤整備促進事業は、上限額11,268千円に対し全額を、間伐等森林整備促進対策事業は、上限額1,200千円に対し全額をそれぞれ繰り越しいたしてしております。

次の漁場環境保全創造事業は、上限額8,918千円に対しその全額を、水産物供給基盤機能保全事業も、上限額21,000千円に対し、その全額を繰り越しいたしてしております。

次の社会資本整備総合交付金事業は、上限額36,250千円に対し35,350千円を、次の経済対策分につきましても、上限額65,100千円に対し58,700千円を繰り越しいたしてしております。

3ページのほうをお願いします。

防災行政無線デジタル化事業は、上限額12,000千円に対し10,500千円、次の防災センター建設事業は、上限額5,775千円に対し全額を繰り越しいたしてしております。

次の小学校施設整備事業は、上限額349千円に対し、年度内に事業が完了いたしました関係で繰り越しはありません。

次の中学校耐震補強事業は、上限額51,950千円に対しその全額を繰り越しし、次の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、上限額2,033千円に対し、年度内に事業が完了いたしましたので繰越額はございません。

この結果、合計欄の492,703千円が昨年12月及び3月議会で議決ができました16事業の繰越上限額でございまして、その右の472,769千円が平成25年度へ繰り越した確定額となります。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

日程第3 報告第4号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 報告第4号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

報告第4号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

議案書は、4ページと5ページでございます。

平成25年3月市議会定例会におきまして、補正予算として133,968千円の繰越明許費の設定の議決をいただいております。

繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告いたすものでございます。

5ページをごらんください。

繰越額は3本で131,468千円でございます。

財源の内訳でございますけれども、既収入特定財源、これは事業者負担金でございます。6,300千円、未収入の特定財源でございますけれども、国庫支出金が65,400千円、地方債が56,300千円でございます。一般財源といたしまして3,468千円を計上いたしております。

この3本の事業の進捗でございますけれども、鹿島市浄化センター建設工事は、9月30日までの工期で、現在、事業遂行中であり、5月末の進捗率は43.5%でございます。

それから、2つ目の鹿島市公共下水道事業全体計画（見直し）業務につきましては、8月30日までの工期でございます。現在、予定処理区の選定業務を行っているところであり、事業進捗率は約65%でございます。

それから、3本目の小舟津・納富分汚水幹線管渠築造工事につきましては、未契約繰り越しであり、発注済みが約73,000千円、残額につきましては、今後、発注予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

日程第4 報告第5号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4. 報告第5号 平成25年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

議案書と別冊、平成25年度鹿島市土地開発公社事業計画を御説明いたしますので、お手元に準備をお願いします。

それでは、議案書の6ページをお開きください。

報告第5号 平成25年度鹿島市土地開発公社事業計画について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

別冊、平成25年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたします。

鹿島市土地開発公社は、昭和48年に設立し、市の事業と連携しながら事業を推進し、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。

現在は、全ての保有地を売却し、大型の用地取得を行うような事業は一段落しております。ただし、昨年度は、佐賀県警からの依頼で、鹿島警察署移転用地の取得を実施してまいりましたが、今年度は公社を維持していく必要最低限の予算を計上いたしております。

事業計画書の1ページをお願いします。

平成25年度の収支予算の総額は136千円といたしております。

2ページをお願いします。

収入支出の内訳でございますが、収入は、繰越金として70千円、事業外収入として、定期預金や普通預金の利息66千円を見込んでおります。支出は、公社を維持していく必要最小限の経費を管理費として136千円計上いたしております。

3ページをお願いします。

公社の資金計画でございます。

左の受入資金は、事業外収入と前年度繰越金を加え36,584千円でございます。

支払い資金は、予算の支出と同額の136千円でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

収入のうち繰越金は、収支不足額補填財源として70千円、利息収入66千円は定期預金利息でございまして、前年と同額を計上いたしております。

5 ページをお願いします。

支出の内訳でございます。

旅費、需用費、負担金等、必要最小限の経費を計上いたしておりますが、公課費として法人市民税、法人県民税を計上いたしております。

この事業計画は、去る3月27日に開催いたしました鹿島市土地開発公社の理事会で議決をいただいているものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第5号は終わります。

日程第5 議案第36号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．議案第36号 鹿島市職員給与の臨時特例に関する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

それでは、議案第36号 鹿島市職員給与の臨時特例に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は7ページから10ページでございます。議案説明資料は1ページと2ページです。

まず、議案説明資料の1ページをごらんください。

今回の条例制定の背景といたしまして、国家公務員においては、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、平成24年4月から平成26年3月末までの間、給与の減額措置が行われているところです。

また、東日本大震災を契機といたしまして、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっているところであります。平成25年度における地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与削減を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講じるよう要請がされているところでございます。

さらに、防災・減災事業、地域の活性化等の緊急の課題に対応するため、地方公務員の給与削減を前提といたしました改正地方交付税法が成立し、平成25年4月1日から施行されて、今年度の地方交付税におきましては減額が見込まれるところです。

以上の経過を踏まえまして、県及び県内の他の市町の対応並びに本市の財源への影響に鑑

みまして、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、本市における職員の給与を減額する臨時特例措置を講じるため、条例を制定するものでございます。

条例案の内容でございますが、議案書の8ページをごらんください。

第1条ですが、本条例は、先ほど御説明いたしましたように、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの九月に限り、一般職員の給与を減額するための特例を定めるものであります。

第2条ですが、第1項、職員給与条例の特例の内容でございますが、特例期間におきまして、給料月額から職務階級に応じたそれぞれの率を給料月額に乗じて得た額を減額するものでございます。

1、2級、これは一般の職員ですが、3.9%、3級から4級、主任から係長でございますが、6.1%、5級から6級、課長補佐から課長級になりますが、6.9%、7級、部長8.5%、平均では6.2%の減額率となっているところです。

2項では、1号で、管理職手当につきましては、10%の削減を行うことを規定しております。

今回の臨時特例による給与削減に伴う人件費の影響額は、共済費の減額を含めまして約55,750千円と想定いたしておるところです。

また、職員1人当たりで月額20千円、管理職手当1人当たり、月額5千円程度の減額となる見込みであります。

なお、第3条から第5条までは、職員の勤務時間、休暇等に今回の支給減率を反映させる旨の規定であります。

最後に、この条例は平成25年7月1日の施行に向けて提案するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

おはようございます。1番の中村一堯です。質問させていただきますけれども、今の政府では、民間の所得向上や農家の所得も上げていくような政策とかを進めていくような中で、こういった国や地方の職員の給与が下がることで、何でこのような逆を行くような政策が出てくるのでしょうか。もう一度いいのでしょうか。説明をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

先ほども説明した中で、特に東日本大震災の影響、それらを受けて、国等も財源に対応するために防災事業、減災事業のための財源確保のためということで、まず国が削減されていると、地方におきましても当然いろんな防災対策事業、減災事業等が必要になるわけですが、特に期間を区切って、この間、財源確保のため、特に交付税が今回約78,000千円程度の削減見込みであるということから、そういうことに鑑み、今回の職員みずからといいますとちょっと語弊がありますけれども、財源確保のため削減せざるを得ないという状況でございました。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

もちろん東日本大震災のことで、いろんなところでみんなで負担しようということもあると思うんですけども、この地域にとって皆さんの、職員の皆さんの給与が下がって、若い人たちだったら、例えば結婚をためらっている人とか、子育て世代だったらお金もかかると、大学生をお持ちの御家庭はもっと負担も生じるような、もっとそういう負担がかかるようなことなのに、そういった地域経済にお金が回らなくなるような政策は非常に鹿島市にとって負担が大きいんじゃないかなというふうなことを考えます。

これは、職員さんの給与ではなく、ほかの面で例えば、ほかのを平均的に下げるとか、ほかの予算を下げるようなというふうなことは話し合われたのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

これは給与の問題だけではございませんので、少し背景を御説明しておいたほうがいいと思います。

発端は、もう去年、場合によっては、水面下ではおととの予算編成のときからこういう話があったと思いますが、さっき課長がお話をしましたように、国のほうから、主として2つですよね。財政状況が1つ、それから東日本大震災ということのを頭に置いて、2年間国家公務員の給与を7.8%下げようという法律改正が先行していたわけなんです。その法律の中で、規定をごらんになりますとわかりますが、附則がついておりまして、地方公務員の給与については地方公務員法とこの法律の趣旨を踏まえて、地方公共団体においても最終的には適切に対応されると、そういう附則がついておりました。地方側の考え方は、大きく分けて3つぐらいあったんですよ、そのとき大変な議論になったわけなんです。1つは、これは国のほうが地方公務員の給与の削減を言うてくるのは地方自治の本旨からおかしいじゃないという議論が1点。それから2点目は、地方交付税という地方、いわば固有の財源を人質みたいにして、国の政策目標を、あるいは政策目的を達成するために手段に使うというのは

おかしいんじゃないかと、そういう話が2点目。それから3点目は、地方は国に先んじていっぱい賃金カットとか、それから行財政改革をやってきていると、国のほうと地方六団体、六団体というのは、知事会とか市長会とか町村会を中心として大変な議論が長い時間をかけて話し合われたわけなんですよ。そういう中で、最終的に出たのは、ポイントは私自身は2つあると思います。1つは、ラスパイレス指数という客観的な数値、この材料がもう厳然として存在していると、このラスパイレス指数のつくり方にはいろんな議論がありますよ。言い分はいっぱいあると。しかし、数字として全ての団体に存在していると、この指数を一つ議論の対象にされたと。もう1つは、地方交付税という実質的な財布を握っていると。この2つで最終的には、地方側は全体として苦渋の選択をしたと。それで、2年だったのを、7月からですから半年ちょっとですか、それにいわば値切った形で最終的な決断ということで、地方側はこれを受け入れたという経過があるんですよ。そこを頭に置いた上でどういうふうにしたらいいかという選択をすべきだと。

私たちは今言ったような背景を頭に置きながら、近隣の市町はどうされるんだろうかと、そういうことを見ながら、佐賀県全体がどう動くんだろうかと、そういうことを考えてこういう選択をしたと。決して喜んで、あるいはにこにこして選択しているわけではない。しかし、いろんな諸般の情勢を考えると、これは対応せざるを得ないだろう、そういう背景があったということを入れておいていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

やっぱり言わんとすることはわかりますけれども、それでもやっぱり地方でこの給料が下げられて、そのお金がその分、鹿島市、近隣の市町村に流れるお金が少なくなるということは、それだけ経済活動が衰退するということなので、もう本当、地元のお店にとっては、全体的に見たときに非常にこたえるような政策じゃないかなと思います。

政府としては所得向上とか、もっと経済を潤そうと言っている中で、この何か真逆なことを行くような条例がどうかと思うんですけども、この利率とか、1級、2級とか、いろんな級によって違いますけれども、そこはそういうふうなことによって決められたのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

先ほど市長のほうからラスパイレス指数という言葉が出てきたと思います。鹿島市の場合、国家公務員が7.8%削減されたことに伴いまして、鹿島市自体のラスパイレス指数が106.2という状況にございました。基本的に今回の削減につきましても国並みのラスパイレスに合わ

せるということから、基本的に平均が6.2%の削減という形をとっているところです。

それから、先ほど説明いたしました1、2級とか、3、4級とか、5、6級、あるいは7級ということで、それぞれの率が違っているわけですが、これは基本的には全体的な6.2%を前提としまして、特に議員御指摘のとおり、若い人が非常に困るんじゃないかと、給料が安い上にまた下がるのではというふうなことから、その試算等を行いまして、3.9%、6.1%、それから6.9%、8.5%ということで、ちなみに、極端な例からいきますと、7級、部長では37千円程度の削減ということで、給料の高い人を主に削減するというふうな考え方で設定したところです。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

大綱質疑なので余り細かいことは申しませんが、退職金もこの前の議会で下がったと思います。それで、今回もこのような状態になると、やっぱり経済が潤うという意味でどうなのかなというのと、それで働く職員さんたちの意識とか低下するんじゃないかなというおそれがあります。

もしほかのところでもカバーできるんだったら、そういったところにも回して、皆さんのそれ相応の対価というのがもらえるような形で進めていただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。6 番伊東茂議員。

○6 番（伊東 茂君）

この件につきましては、全協のときにもお話をしたわけですが、今、松浦課長と市長のほうから御説明、御答弁をいただいて、そのもととなるところはわかりました。

この資料の中で、その背景として地方交付税の減額についてというところで、「防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、地方公務員の給与削減を前提とした」云々というふうに書いてありますが、じゃ、今回このように減税、期間限定ではありますが、公務員の給与の減額、それで、どういうふうに使われて、そして、これが総額で国全体でどのくらいになっていくのか、それをちゃんと私は、国としては市民に伝える義務があると思うんですよ。全くこういうふうなことをしてどこに使われたかわからない、そういうふうな状況では、やはり職員の人たちも組合の中でも非常に議論があったと聞きましたし、やはり子育て世代をお持ちの職員の方々にはすんなりとうんと言えりような言葉ではなかったような気がいたします。

そういうふうなことで、これによってどういうふうなところに使われて、そして、どれだけの金額と計算ができていりのか、御説明をいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今、手元にあります資料でございますが、地方公務員の給与削減、これは当然この6月の議会で各地域お決めになりますから、まだどうなるかというのはわかりませんが、試算でございますと、承知している限りで8,500億円の削減になるんであると思います。

防災事業、あるいは緊急的な減災の事業、地域の元気づくりの事業費ということで8,523億円というふうに私が当時、ことしの1月でございますが、総務省の試算を承知しておる限りではこうなっております。もしもっと詳細な数値がございましたら、別途審議のときにもお話をしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。もちろん、国民として、市民として、東日本大震災の被害に遭われた方、さまざまところに早急に対応していくことは私も理解をいたします。

しかし、ここ震災があつてからもう2年近く過ぎようとして、そして、その後もどこに何が使われているのか全くわからない。こういうふうなときに、ただ単にお金を集めやすいところからお金を集めて、そして、こういうふうなところに使おうという、この政策自体に私は反感を覚えるところであります。

先ほど市長から御説明をいただきました8,500億円、そして、それに使われようとしている8,523億円、そこのあたりの詳細を次の委員会付託に御提示をいただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

これは補足でございますが、先ほど伊東議員が言われたようなことを、冒頭お話をしました地方六団体と政府とのやりとりの中で非常に簡略化してお話をいたしました。地方六団体側の激しい反発の中でお話があったようなこととか、さっき中村議員も言われたようなことを再三主張されているということだけは、地方側としては言っておかなければならないと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに。13番松尾征子議員。（「資料の提出を」と呼ぶ者あり）

しばらくお待ちください。先ほど資料の提出ということで議員のほうから提案がありましたが、資料の提出はできますか。松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

この議案は委員会付託ということですので、委員会までに資料を準備し、提出したいと思
います。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

ただいま提案されております議案についてですが、今お二人の議員からいろいろとおっし
やいましたが、まさにそのとおりだというような、そういう感を受けますが、特に私は、今
回の問題がただ単に、市の職員の給与引き下げによって職員の経済が云々になるだけの問題
じゃない。これは私は大きな社会問題だと思います。

特に今、景気が悪いということで、国民、鹿島市民ももちろんですが、非常に厳しい状況
の中にあるわけですね。ところが、アベノミクスの名において、景気は回復してきている
んだとか、いろんなテレビ報道は盛んに行われておりますが、決してそうでないというこ
とは、特に中小零細業者、労働者、働くところがないという国民の大きな状況を見れば明ら
かだと思うんです。一番やっぱり景気が回復するということは何なのかということは、やは
り国民の懐が温かくなしないと、これは無理だと思うんですよ。これが一番大事だと思
うんですよ。しかし、もう私が言うまでもなく、このアベノミクスが言われてから、これ
までにどこが懐が大きくなったかと。これはほんの一握りの、ほんの一握りの大資本家
ですよ。

もう既に御承知だと思いますが、例えばユニクロとソフトバンクの社長の2人で5カ
月間にどれだけの収入があったか。聞いて驚きですよ、7,910億円ですよ、たった2
人の収入ですよ。特にユニクロの社長一家、5カ月で1兆円超えているんですね。1日
に55億円、1時間で230,000千円。

今、国民の多くがせめて千円の最低賃金にしてもらいたいという要求があるわけ
ですが、そういうのにまさにほど遠い。そして、そういう人たちを使っている人たちは、
驚くような収入を得ているんですよ。そういう中で、本当に私たちが、多くの国民が、
大部分の国民がこういう状況でいいのかということを私たちはやっぱり今しっかりと受
けとめなくちゃいけないと思うんですよ。

先ほど言いましたが、ソフトバンクとユニクロの社長2人で5カ月間に7,910億
円というお金を株でもうけているんですが、どれくらいのお金か想像できますか。私
は全く想像できないんですが、佐賀県の年間予算の1.6倍だということですよ。こ
れだけのものを個人で収入を得ているんですよ。そういう状況にあるときに、今、
国民の暮らしをまだかまだかと押しつぶしていいかということです。

やっぱり私は思います、国は、もう本当に先ほどからあっておりますように、
地方交付税などというしっかりと脅しのものを持っていますから、こういうのに輪
をかけて地方を脅

してくるわけですけど、私は地方の自主性、地方分権といいますか、地方の自主性は今の状況の中で全くないと思うんですよ。こういう今の政治を変えていかないと、本当に国民全体の暮らしは守っていけない。これを言いよりますと1時間も2時間も演説することになりますので、やめにしますがね。

しかしやっぱり、今回の状況の中、特にこの理由が東日本大震災の云々ということ、今までこれだけでなく、いろんな問題が出てきたときに、このことを理由にしながら私たち国民はいろいろ犠牲になってきたと思うんです。それが本当にそのために使われていくのなら私たちは我慢します。誰だって我慢すると思うんですよ。しかし、そうじゃないということが今はっきりわかってきているんですね。まだ被災地の人たち、どんな大変な生活の中にいられるかというのは、私たち直接行かなくても、いまだにテレビの報道なんかでもありますからね、わかっているだけでも大変なところがあるんですよ。私たちもそこに行かれた人、また、そちらからいらしている人たちから細かいことを聞きますと、本当に私たちは何なのかと、私も政治家の端くれとしてこれでいいのかという、そういうことに落ち込むことがあるんです。

これをとやかく言ったってしょうがありませんので、具体的にお尋ねをしたいと思いますが、今回この問題について、全国的に見てみますと、6月議会で云々と市長はおっしゃいましたが、既にもう全国では、県段階とか地方自治段階でこれをボイコットするというような動きがありますね。こういうところでは一般財源を組み込んで、その補いをするという、そういう報道も私は見ておりますが、例えばこれをボイコットして、一般財源で鹿島市が見るというような、そういうお考えはできないのかどうか、まずお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど来の市長なり課長の説明の中で、いろいろ私ども内部の中、それから市長会の中でもいろいろな議論をしてきた中でございます。

そういう中で、基本的に交付税を削減した場合にどうなるのかというのは、やはりかなり私どもとしては厳しいものがあるだろうということで、ここは苦渋の決断といたしまして職員組合のほうにもお願いをし、そういうことで給与の削減をさせていただきたいということで決断をし、そういうことでお願いをし、今回、組合の御理解も得て御提案をさせていただくということでございますので、今回の分についていろいろな議論は途中経過としてはありましたが、最終的にはこういう形をお願いをしているということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子君。

○13番（松尾征子君）

じゃ、次にお尋ねしますが、今回の引き下げの影響が鹿島市内の商店街その他、鹿島市の経済にどれくらいの影響を及ぼすものになるとお考えなのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

先ほどの説明の中で、市の職員に対して給与の手取りとといいますか、そういうのが——手取りじゃありませんけど、総額として55,750千円、それから、共済費を除きますと46,000千円、そのことが市内の消費に対して具体的に、ちょっとどれだけ購買力とか影響するかというのは、なかなか分析しにくい面があるかと思います。ですから、確かに市内、あるいは地域での消費が幾らかなりとも疲弊するというのはあるんじゃないかなろうかと判断されます。特に私なんかは、もうほとんど飲みに行けなくなるんじゃないかなろうかという感じがしております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

非常に正直な御答弁をいただきましたが、本当に今鹿島市内の、何ですか、サービス業ですね、非常に落ち込んでいますよね。その中で市の職員の人たちが無理をして市の活性化のために頑張っている姿を見ておりますが、それもなくなると、本当冗談じゃないですよ。

私は思います、今、数字的に46,000千円ぐらいとおっしゃいましたが、やっぱりこのことによって購買力が落ちる、商店の売上げが落ちる、そのことによって税収も落ちてくる、これはできるだけ数字で検証してみる可能性もあると思うんですよ。これは大きな問題になってくると思いますよね。だから、そういう面では、ただ単にそこだけと捉えないで、私たちが今真剣に考えていかなくちゃいけないと思うんです。

それと、今、鹿島の商店街が落ち込んでいて、一番中心市街地の問題もありますが、ここまで落ち込んできたというのは、商店街の人たち、商店を経営するたちの努力が足りなかったというんじゃないですよ。やっぱりこれまでもいろんな関係で購買力が落ちてきて、そしてああいう状況になった。だから、何かとして少しでもきれいにして、少しでもお客さんを呼ぼうと云って、買う金がないとお客さんは行きませんから、そういう積み重ねの中でこういう形になってきた。さらにこれがひどいものになってくる。これからは消費税が上がるとか、物価が上がるとか、そういう中でまだひどいことになる。

だから、ただ単にこれが今おっしゃった職員の人たちの給与の下がった合計だけが影響す

るというのではなくて、端々までその影響というのは物すごく大きいものがあるということ
を私たちはしっかりと受けとめて考えていかなくちやいけないし、そういうことを考えます
と、十分に議論をしました、組合も納得していただきましたということじゃなくて、やっぱり
私はこれからでも考えていく必要があると思いますが、これはあと、また私委員会にも入
りますので、これ以上は言いません。

それから、1つ申し上げたいと思いますが、市役所の職員の給与というのがほかの鹿島の
一般の商店とか、いろんな企業の給与にも大きく影響してくるとするのは、これはもう目に
見えていると思うんですよ。今までもそうだったと思います。議員の給与だとか、市の職員
の給与によって、じゃ、今度はそれによってまちの企業その他がこうなるという動きとい
うのはずっとあってきたわけですからね。その辺は大きく影響してくる。こうなりますと、ま
だ経済的な落ち込みというのはひどくなるわけですから、そこのところはやっぱりしっかり
考えていかなくちやいけないし、ただ単に国が言ったから、いろいろ抵抗はしましたが、
仕方なかったでは済まされない問題だと思いますので、私たちはこのところをしっかりと
考えていく必要があると思います。

最後に1つお願いしたいと思います。

私も委員会に入りますが、これまでいろんな形で職員の給与の引き下げがありました。過
去10年間どういう形で、どういう引き下げ、何%ぐらい下がってきたのか、その辺の数字を
はっきりと出していただきたいと思います。そういうことによって皆さん方が今何をやらな
くちやいけないかというのがまた明らかになることがあるんじゃないかと思いますので、そ
のことをお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

繰り返しになるかと思いますが、常任委員会の席までに10年間の推移等を精査してから
提出したいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松本末治君。

○14番（松本末治君）

1つだけお尋ねをいたします。

今までありましたように、本当に厳しい状況にあるということは全ての人が御承知だと思
いますけれども、先般の新聞等でも県内10市10町のうち10市9町がこの国の交付税の減額に
伴う職員給与の減額というようなことを実施するというような形で報道されていたと思いま
す。

私が数年前、こういうふうなことでラスパイレス指数というのですかね、で疑問を持った

ことがありました。本当に先ほどもあっておりましたように、鹿島市の市民全員で、もちろん職員の方筆頭に、議会についても定数の削減なり、また職員の3割近い職員数の減で、そして、それ以上の仕事をされているというふうな現状だと思いますから、このラスパイレス指数が鹿島は高いんだということで市民の不評も聞こえてきます。そういうことで、このラスパイレス指数というのを詳しくわかりやすく説明をいただきたいと思いますけど。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

ラスパイレス指数と申しますのは、国家公務員と地方公務員の基本給、本俸のみを比較する指数ということになります。地方公務員におきましては、一般職から管理職まで全ての職員の前金給与ということになります。国家公務員につきまして、除外する職員がございまして、事務次官とか局長クラス、審議官など約全国に800名ぐらいの幹部職員というのですか、そういう形の職員の給与は除外をして、それ以下の職員で地方公務員と国家公務員の給与を比較するというので、その平均が、平均というか、国家公務員の給与を100とした場合、それを超える自治体はラスパイレス指数が高い、100以下の自治体は低いということになります。

それで、鹿島市とか鳥栖市なんかはラスパイレス指数が高いということをよく言われます。これは合併があります。平成の大合併で町村と市が合併をした場合は当然、町、村の職員給が安かったものですから、平均的に合併したところの市の給与は下がるということで、市につきましては、市の職員は給料が昔は高かったということがございまして、合併しなかったらそのまま残っているということで、鳥栖市、鹿島市なんかは、多久市なんかもそうですけど、合併した市と比較いたしますと給料が高い、ラスパイレス指数が高いということになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

松本末治議員。

○14番（松本末治君）

ありがとうございました。事務次官、審議官等々の高級官僚は除外されているというふうなことであるわけですけど、今はどうなっているかわかりませんが、数年前はやはり高給取りになって、何歳ぐらいかわかりませんが、55歳ぐらいの官僚の人は天下り先があった、そういう方も対象から外れるから国家公務員の基本給が100ということで、そしたら鹿島市の職員さんの基本給が100以上なるというようなことになるような感じを聞いたわけですけど、本当にこのラスパイレス指数というのは、さっきの副市長の答弁では、合併で町と市が合併したらどうしても平均的に給料が、基本給が下がっているんだというような

ことであつたわけですが、そしたら、合併していない鹿島市、鳥栖市はそれだけ、やはり自助努力というのは先ほどもあつておりましたけれど、努力を認めてもらえないで106.2やったというようなことなのですよ。そういう理解でよかいですかね、副市長。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

松本議員が今申されましたように、合併をしなかったところは給与を下げられておらず、そのまま残っているということで高い水準になったということでございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

今先ほど説明していただきましたラスパイレス指数の件でちょっとお尋ねですが、やはり市民の皆さんから、国家公務員の給料を100とした場合に鹿島市のラスパイレス指数は高いと、これは県の人事委員会等が毎年比較して全市町村出しているんですけども、その一番最新の、24年4月に発表した市町村別ラスパイレス指数によると、鹿島市はいわゆる先ほど説明がありましたように、佐賀市、鳥栖市が一番高いわけですね。107.4と同じ。その次に、2番目、序列からいくと3番目ですけども、106.2という非常に高い率になっているわけですね。これを職員の平均年齢の42.4歳、鹿島市の場合、平均年齢42歳で、平均給与月額、諸手当、そういったものを含めて平均給与月額と言っていますけれども、384,350円になっているわけですね。これを同等の平均給与月額、国ベースで比較した場合に、348,722円、地方公共団体の給与体系というのが独自の地方自治で決定すべきもので、地方事情の趣旨からいくと、国からこういった介入されるべき筋合いのものではないわけですが、今回、先ほど松本議員が指摘されたように、証明されたように、佐賀新聞にも載っておりますように、20市町の中で、いわゆる玄海町は交付金等をいただいておりますので、残り19市町村は全て国のラスパイレス指数100からオーバーした分だけ、鹿島市は6.2%オーバーしているから、これを国の言うなりに落とすということなんですけれども、国が示しているラスパイレス指数のこの差、いわゆる35,628円ほど鹿島市のほうが平均給与で比較した場合、高いわけですね。そこら辺をどう、いわゆる鹿島市の給与体系は独自で体系比はできないから国家公務員のあれに準じた形で採用しているわけですが、この指数そのものをどう見るかによって違うと思うんですけども、この指数を、地方公共団体によってはいろんな特殊勤務をされる職員さんがいらっしゃるから、それによって一概には言えないと言われておりますけれども、国家公務員給与と比較して鹿島市は高いとなっていますけれども、そこら辺どう感じられているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

お答えしたいと思います。

先ほど松本議員の御質問にお答えしましたけど、この鹿島市のラスパイレス指数につきましては、鹿島市の職員でも除外する部署がございます。税務課職員、そして水道課職員、そして保健師ですね、保健師等はラスパイレス指数の比較というのですか、入りません。それを除外した職員でラスパイレス指数を出しております。そして、鹿島市の場合は、高いというのは、これまで高校卒の採用を行っておりません。それで、大卒とかある程度の年齢のいった方を採用しますと、平均給与が上がっていくということで、一概には比較できないところがございます。それで、税務課職員に若い職員がおるものですから、そこを除外しますと平均給与が上がってまいります。逆に税務課にある程度給与の高い職員を配置しますと、そこが平均年齢が下がってくるというようなことになりまして、いろんな比較検討をする場合はそれぞれの組織の中のあり方で、職員配置のあり方でラスパイレスが変わってきますので、ちょっと一概には高い低いという判断はできないというふうに私は思っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

このラスパイレス、公表されている指数が単純に、一概にそのとおりだとは言えないにしても、現実的には国からは現在まで比較する場合の指数としてはこれでもってやっている。今回これに従わなかった場合、これはもう2月くらいから国から、今回は東日本大震災の特定財源、復興財源に充てるということで国は2年限り、それをもって各3月議会なりで国の言うなりに対応した市町村は全国で5市町村程度あるわけですけれども、なおそれ以外の方は全然やらなくて、今回6月議会ではほとんどの市町が地方交付税を削減されるということですけれども、先ほど説明していただいた交付税の削減78,000千円と言われましたけれども、これと、いわゆる今回説明されております影響額55,750千円、この差についてはどう見てよろしいんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

交付税につきましては、まだ法律が通ったばかりでございまして、実際には7月に確定をいたします。

ただ、今、国からの情報をもとに概算ではじきますと、給与の削減見込みは鹿島市におきましては78,000千円程度という見込みを立てております。

今回の職員のラスパイレス分の引き下げというやり方につきましては、基本的に諸手当に、管理職の手当は削減をいたしますが、それ以外の手当には波及させないというようなことで条例を今回お願いしております。

そういう関係で、この削減見込み額との、削減見込みは全体的な国の大枠での人口に対する額でございますので、なかなか私どもの削減額とびしっと合うということではございませんけれども、基本的な大枠の中では、諸手当の分がかなりこの差の分になっているのかなという認識はいたしておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第36号は会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託いたします。

ここで10分程度休憩いたします。11時40分から再開いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

お諮りします。議案第37号から議案第40号までの4議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案37号から議案第40号までの4議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第6 議案第37号、議案第40号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6. 議案第37号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例について、議案第40号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についての2議案は一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

それでは、議案第37号と議案第40号につきましては、関連いたしますので一括して説明をいたします。

議案書の11ページをごらんください。

議案第37号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例について、議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、佐賀縣市町総合事務組合が行う事務の共同処理に参加することに伴いまして条例を廃止したいので、この案を提出するものであります。

それでは、議案説明資料の4ページをごらんください。

最初に、この条例の廃止理由であります。これまで市の条例に基づきまして行ってきた議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の事務につきまして、今回、佐賀縣市町総合事務組合が行う公務上の災害に対する事務の共同処理に参加することに伴い、同条例を廃止するものでございます。

平成25年8月からの参加予定としているところでございます。

続きまして、2番目の事務の概要等でございますが、議会の議員その他非常勤の職員の公務または通勤による災害が発生した場合、認定請求によりまして、市のほうで災害現場の現地調査、あるいは本人への災害時の聞き取りなどを行いまして、さらには委嘱をしております議員の意見を聞き、公務災害と認定をしますと、市費によりまして補償を行っているところでございます。

ここ5年間の該当する公務災害補償の支出状況を表のほうにあらわしておりますけれども、年平均3件、750千円程度の補償を行ってきたところでございます。

またこれを、今回、佐賀縣市町村組合のほうへ加入いたしますと、年間負担金といたしましては、下のほうに掲げておりますように、約580千円程度が負担金として必要となってくるところでございます。

一概に金額だけでどちらのほうがいいかというふうな判断はできませんが、特に重大な災害発生等におきまして、非常に高い補償等が必要になった場合の安定的な補償を図ることを目的として今回提案するものでございます。

最後に、議案書にまた戻りまして、12ページのほうをお願いします。

この条例を廃止するに当たりまして、附則のほうになります。附則の第1条、施行期日でございますが、この条例は佐賀縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約の施行の日から施行することになります。

第2条といたしまして、経過措置としまして、この条例の施行の日前におけるこれらの災害に係る公務災害等に係る補償につきましては、なお従前の例によることになります。

第3条、この条例の廃止に伴いまして、鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正により、別表第1中、公務災害補償等認定委員会委員、それと審査会委員を、日当5千円でございますが、今回削除するものでございます。

続きまして、関連いたします議案ですけれども、議案第40号について説明をいたします。

議案書の21ページをごらんください。

議案第40号 佐賀県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議について説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、公務上の災害に対する補償に関する事務の共同処理に鹿島市が参加することに伴い、佐賀県市町総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第29条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、公務上の災害に対する補償に関する事務に、平成25年8月1日から鹿島市が参加することに伴い、佐賀県市町総合事務組合同規約を変更する必要がありますので、この案を提出するものであります。

22ページをごらんください。

この規約の一部を変更する内容は、別表第2第3条第7号に関する事務の項及び第3条第8号に関する事務の項中「武雄市」を「武雄市」の次に「鹿島市」を挿入して改めるものでございます。

附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行することで提案していることとでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第37号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第37号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 佐賀県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の職員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第40号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後 1 時から再開いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第 7 議案第38号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第 7. 議案第38号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

当局の説明を求めます。大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第38号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は13ページから、議案説明資料は 5 ページからとなります。

まず、提案理由は地方税法の一部改正などに伴いまして所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、議案説明資料のほうで説明いたしますが、説明資料の 5 ページから13ページまでは新旧対照表となっており、14ページのほうで具体的に御説明いたしますので、そちらをお開きください。

2 の改正内容のところですが、今回の改正は 2 条による改正で、第 1 条で鹿島市税条例の一部改正、第 2 条で鹿島市国民健康保険税条例の一部改正を行っております。

まず、(1)の第 1 条による鹿島市税条例の一部改正の①第17条の改正ですが、税務行政におきまして不利益処分等を行う際には、鹿島市行政手続条例第 8 条及び第14条の規定により理由を提示するというもので、現在、市税におきましては、全て鹿島市行政手続条例の適用除外となっており、各種申請や更正の請求、減免申請、それから、差し押さえなどの処分を行う際にも理由を提示する必要がありませんでしたけれども、今回、地方税法の改正によりまして、地方税に関する処分について行政手続法の適用除外から除かれ、理由を提示することとなったため、これら法律との整合性をとるために市税条例におきましても市民の権利、利益の保護のため、理由の提示を適用対象とするものでございます。

②の第34条の 6 及び附則第 7 条の 4 の改正ですが、平成25年分の所得税から復興財源を確保するため、平成49年までの間、復興特別所得税2.1%が課されることとなりますので、都道府県や市町村、特別区に対する寄附金、いわゆるふるさと寄附金について復興特別所得税の軽減分を調整するため、ふるさと寄附金に係る特別控除の見直しを行うものでございます。現行制度では、ふるさと寄附金を行った場合、他の寄附金による税額控除と異なり、所得税

の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除によって寄附金額の2千円を超える額について、住民税の所得割の1割を限度として全額が控除できる仕組みとなっております。

具体的に図で説明いたしますので、資料の16ページの参考の上の図をごらんください。

ここでは年収7,000千円で寄附金50千円、所得税20%、住民税10%で設定しておりますが、この場合50千円の寄附に対し、一番左の2千円を控除した残りの金額48千円に、まず所得税の税率20%を乗じた9,600円が所得控除による軽減、それから、住民税による税額控除が真ん中あたりになりますが、住民税の税率10%を乗じた額が4,800円となり、通常の寄附金はここまでですが、ふるさと寄附金の場合は特例としまして、さらに残りの33,600円も控除できる仕組みとなっております。今回、復興特別所得税が新たに加わることで、これまでの計算でいけば2番目の図のように、所得税9,600円の2.1%分の復興特別所得税（B）の200円も軽減されますので、この復興特別所得税2.1%の軽減分を住民税で縮減し、2千円を超えた額について、従来どおり全額控除できるように読みかえ規定を設け調整を行うというものでございます。

説明資料の14ページに戻りまして、③の第54条及び第123条の改正ですが、第54条が固定資産税、第123条が特別土地保有税の納税義務者の特例措置の規定でございまして、これまで独立行政法人森林総合研究所が実施する農用地の改良や区画整理などの事業による仮換地等に係る固定資産税及び特別土地保有税の特例措置が設けられていたところですが、この事業が平成24年度に完成し、今後の適用見込みもないことから、この法人が行う事業に伴う納税義務者の特例措置を廃止するものでございます。

④の附則第3条の2及び第4条の改正ですが、これは延滞金の割合について、近年の低金利状況を踏まえまして、国税において延滞税の割合の見直しが行われることにあわせて、地方税に係る延滞金の利率を引き下げるものでございます。現行の延滞金の割合は納期限の翌日から起算して1カ月を経過する日までの期間は年7.3%、それ以降は年14.6%とされております。今回の改正では、算定の基礎となる特例基準割合の定義を変更し、延滞金の率を変えることとしたものでございます。具体的にはこれも表で御説明いたしますので、資料の16ページの下の方をごらんください。

これまでの延滞金は本則年14.6%であったものが、見直しによりまして、右側の貸出約定金利に1%を加算したものを特例基準割合と定め、それに年7.3%を加算した割合を延滞金とするもので、貸出約定金利を1%としますと延滞金の割合は右の表にございますとおり9.3%となります。

次に、納期限後1カ月以内については、本則7.3%ですけれども、現行の特例では、以前、公定歩合と言っておりました基準割引率及び基準貸付率に4%を加算した率で、公定歩合が0.3%としますと延滞金は4.3%となります。これが見直しにより、新たに定めた特例基準割合に今度は1%を加算して延滞金の率は3%ということになります。

一番下は法人市民税の納期限の延長の場合になりますが、これは特例基準割合のみということによって2%ということになります。

特例基準割合の算出は表の下の方の米印のところに記載しておりますが、国内銀行の貸出約定平均金利の1年間の平均に1%を加算した割合ということになります。

資料、また14ページに戻りまして、⑤の附則第4条の2の改正ですが、これは、租税特別措置法第40条が国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例についての規定でありまして、措置法改正により非課税特例が1項新たに加わったものによるものでございます。

この1項が幼稚園、または保育所等を設置している非課税特例の対象となる寄附財産を有する公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために寄附財産を他の公益法人等に贈与をする場合においては非課税特例を継続適用できるというものでございます。

⑥の附則7条の3の2及び附則第23条の改正ですが、これらは個人住民税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の延長と拡充でございます。

説明資料の15ページをごらんください。

まず、延長の部分が現行住宅取得の年を「平成25年まで」とあるのを「平成29年まで」4年間延長し、住宅ローン控除は取得から10年間控除できますので、適用年度も「35年」から「39年」に延長されるということになります。

拡充の部分が平成26年4月から平成29年末までに住宅を取得した場合は、控除限度額を所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を現行所得税の課税総所得金額の5%から7%に引き上げて個人住民税から控除できるというものでございます。これは、平成26年4月から消費税率引き上げの前後における駆け込み需要、その他の反動等による影響を平準化するという観点から特例的な措置を設けるものでございます。

附則第23条は、東日本大震災により滅失して新たに住宅を取得した場合においても同様の取り扱いをするものでございます。⑦の附則第17条の2の改正ですが、租税特別措置法の改正によりまして、優良住宅地等のための譲渡の特例と重複しての適用が認められていない特例のうち、租税特別措置法第37条の9の2の特例、これは認定事業用地適正化計画に係る土地の交換等の場合の譲渡の特例ですが、これが適用期限の到来により廃止されたことに伴う条文の整備を行うものでございます。

⑧の附則第22条の2の改正ですが、この条文は、昨年改正いたしました東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。説明資料の10ページ、11ページの新旧対照表をごらんいただきますとおわかりになると思いますが、第1項は、これまで読みかえ規定が多いためにわかりづらいので、これを表にまとめたもので、第2項を新たに加え、居住用財産の譲渡の特例について、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人がその敷地を譲渡した場合においてもその相続人が特例の適用

を受けることができることとしたものでございます。

次に、資料15ページの(2)の第2条による改正、鹿島市国民健康保険税条例の一部改正でありますが、①の附則第16項の改正は、国保税の所得割の算定をする場合において、先ほどの税条例の改正で御説明いたしました内容と同様に、東日本大震災に係る居住用財産の譲渡所得の特例で相続人も特例の適用を受けることができるというのが主な内容でございます。

次に、3の施行期日は、公布の日からとなりますが、(2)の寄附金税額控除、延滞金、公益法人に係る課税の特例、優良住宅に係る長期譲渡所得の課税の特例、東日本大震災に係る譲渡所得に係るものについては来年の1月1日から、そして、(3)の住宅ローン控除に係るものについては平成27年1月1日からとなります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第38号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第38号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第39号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8. 議案第39号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

それでは、補正予算書と議案説明資料に基づき御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。

議案書は20ページとなっております。

議案第39号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、お手元の補正予算書をごらんください。

1 ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に58,429千円を追加し、補正後の総額を12,706,429千円といたすものでございます。

2 ページをお願いします。

2 ページから 6 ページにつきましては、今回の補正の集計表でございます。

7 ページをお願いします。

それでは、歳入につきまして主なものを御説明いたします。

13款 2 項 4 目の土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金、住宅事業分で427千円の増額となっております。

8 ページをお願いします。

8 ページの14款 2 項の県補助金は、総額27,071千円の増額となっております。主なものは、2 目．民生費県補助金は、安心こども基金特別対策事業補助金で25,258千円、6 目．土木費県補助金は、佐賀県住宅リフォーム緊急助成事業補助金で2,080千円増額補正いたしております。

9 ページの16款 1 項の寄附金は、総額4,499千円の増額となっております。主なものは、1 目．総務費寄附金は、ふるさと人材育成支援寄附金3,000千円、5 目の教育費寄附金は、青少年教育振興寄附金1,499千円増額いたしております。

10ページをお願いします。

10ページの17款 1 項の基金繰入金は、財政調整基金から17,000千円を増額いたしております。

11ページの雑入は、コミュニティ助成事業助成金3,500千円、B & G 海洋センター修繕助成金5,000千円を含め、9,432千円を増額計上いたしております。

歳出につきましては、別冊の議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の17ページをお願いいたします。

17ページから19ページは今回の補正の増減比較表となっております。

20ページをお願いします。

20ページは歳入の概要となっておりますが、先ほど予算書で説明をいたしましたので、説明は省略させていただきます。

22ページをお願いします。

ここからが歳出補正の内容となります。

まず、ナンバー 1、議会運営事業は、議員共済給付金負担金率の確定に伴い3,612千円減額いたしております。

ナンバー 2 の一般管理事業は、非常勤職員公務災害補償組合負担金581千円ほかで、681千

円増額いたしております。

ナンバー3の企画一般事業は、東亜工機株式会社様より御寄附をいただきましたので、ふるさと人材育成支援基金に3,000千円を積み立て、市内小・中学校の理数系教育のために使用していくものでございます。

ナンバー4のコミュニティ助成事業は、コミュニティ助成事業交付金の交付決定がございましたので、馬渡区の鉦浮立道具整備に2,000千円、湯ノ峰地区の祭り道具に1,000千円、納富分区の防災用具に500千円の交付金を計上いたしております。

ナンバー5の保育士等処遇改善臨時特例事業は、保育士の人材確保を支援する保育士の処遇改善補助金等で25,258千円を新規に計上いたしております。

ナンバー8の佐賀県住宅リフォーム緊急助成事業は、鹿島市分の確定に伴い2,080千円を増額計上いたしております。

ナンバー12の社会教育振興事業は、東亜工機株式会社様から指定寄附1,000千円をいただきましたので、田澤記念館運営補助金を増額いたしております。

ナンバー14の市民図書館運営一般経費は、肥前通運株式会社様から500千円の指定寄附をいただきましたので、図書購入費を増額するものでございます。

ナンバー15の鹿島城赤門及び大手門管理事業は、大手門の崩壊防止応急工事ほかで3,262千円を計上いたしております。

ナンバー16の七浦海浜スポーツ公園管理事業は、B&G財団の補助金を活用し、プールのろ過器の取りかえ費13,230千円を計上いたしております。

24ページをお願いします。

ナンバー18の予備費を821千円減額し、財源調整を行っております。

今回の補正の主な内容は以上でございます。

25ページには基金の状況を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

11番橋爪です。1点だけお伺いをしておきたいと思っております。

補正予算の17ページ、佐賀県住宅リフォーム助成補助金増額ということで載っておりますが、この内容説明をお願いしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

今回、補正をお願いしておりますのは佐賀県の緊急住宅リフォーム制度の補正でございます。

す。2,080千円補正をお願いしておりますが、これは県の平成23年度から開始しておりますが、今年度が最終年度ということになります。したがって、県の確定、当初予算にはまだ確定額が出ておりませんでしたので、今回、正式に確定したということで2,080千円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

今度増額をされまして15,610千円となっておりますが、この件数はどれくらいあったのか、申請があったものの100%、これで補助が出されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

県のリフォームにつきましては、これは5月末現在でございますが、現在申請がっておりますのが33件でございます。予算的にはまだ7,400千円程度の申請になっております。したがって、まだ申請途中でございまして、順番的に現在申し込みをさせていただいているところでございます。100%皆さんに行き渡ったかといいますと、これは1回目、2回目、2回に分けて抽せん会を行いましたけれども、ともに250名の方が応募されたと、これはダブルもございまして、合計500名程度の方が申し込みされたということです。したがって、申し込み者の皆さん方全てに行き渡っているとはなっておりません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

この制度は市民の皆さんから本当に喜ばれている事業じゃないかと思いますが、中には耐震補強をされる方もあると思いますが、耐震補強に対しても助成、適用加算措置か何かあるのか、それとも耐震診断、こういうものについても助成があるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

住宅の耐震補強につきましても、この緊急リフォーム制度で補助をいただくことは可能でございます。耐震補強をする前には、事前に耐震診断というものをさせていただく必要がございます。これにつきましても住宅局の補助事業がございますので、こちらのほうを活用して

いただくことは可能でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

このリフォームをした場合には全員の減税、こういうものがあるようになってお聞きしておりますが、例えば、所得税とか固定資産税とかそういう減税対策にも、これはわずかとありますが、そういうことがされるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

住宅改修のリフォームについて、今度の税条例の改正にもございますけれども、これまで、平成25年4月まで以前は300千円以上の住宅耐震改修をした場合は固定資産を2分の1、その改修部分の2分の1を軽減するという措置がございまして、ことしの4月から今回の税条例の改正に伴いまして500千円以上の改修工事につきましては、固定資産の2分の1の軽減を行うという制度がございます。4月1日をまたいで300千円から500千円以内の改修があった場合については、証拠書類を添付することによって拾ってあげますよというのが今回の税条例の改正でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

それじゃ、もう最後にしたいと思いますが、鹿島市のほうでも今まで緊急経済対策事業をやってこられたわけですが、県のほうもことしで終わるということですが、今後、鹿島市としては、鹿島市独自のものについては継続をされるのか、これも今年度で終わられるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

中村建設環境部長。

○建設環境部長（中村博之君）

市の助成事業につきましては、平成23、24、25の3年の事業ということで実施計画に臨んで実施をしてきたところであります。25年度は3年目ということで一つの区切りになります。今後につきましては、これまでの事業の効果とかそういうものを検証しながら来年度の新たな実施計画の中で関係課と協議をしなければならないと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

6番議員の伊東です。自分の所掌の委員会のはちょっとやめておこうと思っていたんですが、1点だけちょっとその部分でよく私もわからなかった部分があります。説明資料の22ページの企画費のところ、ふるさと人材育成の支援の積立金から、東亜工機さんからいろいろ御寄附をいただいているわけですが、これが指定寄附ということで理数系教育のために、理数系教育を小・中学生にどのように行っていくのか、その御説明をいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

東亜工機様から御寄附をいただいたのは以前もございまして、以前からの分も含めて今現在、各小・中学校で企画をしまして、その基金を利用して使わせていただいているところです。東亜工機の会長の御意向といたしましては、やはり理数系、ものづくり、もちろん御自身がものづくりでああいう企業を立ち上げられたという御意思がございましたので、ものづくりの人材をつくっていただきたいとか、あるいは国際的に通用する人材をつくっていただきたいというような御意思がございました。それに向けて教育委員会としてもいろいろと今まで取り組んでといたしますか、考えていろいろの各学校の事情といたしますか、学校で考えていただいて使ってきたところでございます。

今回、また新たにそういう御意思のもとにいただきましたので、今後、さらに学校に企画を任せるとのことばかりではなくて、教育委員会のほうで、例えば、国際的に通用することであればやはり英語の部分をかなり上げるだとか、理数系というちょっと特化したような形になってはおりますけれども、理数ですから例えば、ロボットだとか、そういった今現在のところちょっと思案中でございましてけれども、そこら辺に特化した形で有意義に使っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。すばらしいことだと思います。今、御説明をいただいたものづくりとか、国際的にこれから若い子供たちが羽ばたいていただくためにすばらしいことだと思います。

先ほど御説明があったように、やはり学校単位だけというのはいかがなものかなと、自主性は私も認めますが、しかし、こういうふうなすばらしい御寄附をいただいたならば、これプラスの一般財源を加えてさらに高度のものづくりといたしますか、そういうふうな事業まで

発展させることができれば一番この寄附をいただく趣旨に沿っていくのではないかと思います。そのあたりは御検討されましたか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

伊東議員、御提言ありがとうございます。自分もちょうど、先ごろ会長さん、不幸にしてお亡くなりになって、その分でまた御意思という形で今回御寄附をいただきました。先ほど自分お答えしたとおり、そのときからまた同じように新たなちょっと取り組みというか、今までの、昨年までの学校に企画をお任せするという形ではなくて違った形で、やはりこちらのほうとしても真剣にその御意思に報いるような形で考えていきたいというふうにちょっと思っていたところでございますので、それは新年度予算の中でどういった形であらわせるかどうかわかりませんが、そこでお答えをまず出したいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

なかなかこういうふうな企画というのは少ないだろうと思うんですね。鹿島がそれだけ素晴らしい世界的にも有数の企業を持っていて、そして、そこからこういうふうな御提案をいただいた。そういう中で私たちはそれを大事に使う必要があると思います。来年度の、新年度の予算期待をいたしましたので、さらなるこれが大きく、そして、鹿島の小・中学生、義務教育の期間にもものづくりの資質といいますか、素晴らしい成果が出るように期待をしたいと思います。

もう1点、23ページの15番、文化財保護対策費、鹿島城赤門及び大手門管理事業、これに3,262千円というふうなのがつけてございます。委員会の資料を、私の委員会ではないので、いただいた資料を見ておりますと詳しく載っております。この中にワークグループの委員会のことが書いてございます。この検討委員会、設立時期、それからメンバー構成をまず教えていただければと思います。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えいたします。

今度の鹿島城赤門及び大手門修理検討委員会のワークグループでございますけど、委員としては一応6名を予定しております。あと設置でございますけど、今回、この6月定例会で採決いただきましたら、早速設置をいたして、計画といたしましては年5回、今回は設置を

含めて5回ということでございます。あと、そのワークグループの中で検討いたしまして、検討委員会というのがございます。地元の区長とか学校長を入れたところの検討会がございますので、そちらのほうにその結果といいますか、それを御報告するような形で進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

澤野課長ありがとうございます。12月の一般質問の中で、私も鹿島城址、あそこの公園等整備について御提案をした部分がございます。そういう中で、もちろんこの文化財を含め、あそこの旭ヶ丘公園一帯、さまざまなまだまだ整備が必要だろうと私は考えておりました。そういう中で、まずはそれこそ急がなければならないというこの赤門と大手門、こちらのほうに着手をいただくことはいいなと思っております。

で、その6名の方いらっしゃると思いますが、民間の方とか専門家の方、そのあたりはまだ考えてはいらっしゃるんですか、もうある程度はメンバー構成が決まっていたらもう一度教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えいたします。

ただいま申しあげました6名でございますけど、佐賀県の教育委員会の文化財課の職員、これは建築士の方でございます。それと、文化財建造物保存技術協会というのが福岡のほうにございますけど、九州事務所長、この方も建築士でございます。それと佐賀県の建築士会から建築士の方を2名、それと鹿島市文化財保護審議会の委員、この方も当然建築士でございますけど、それとあと市の職員、建築士でございますけど、合計の6名を考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

いや、素晴らしいメンバーでいいと思いますが、できればもう一方これに加えていただきたいですね、地元。地元の区長なり加えていただければ、地元でも相当この鹿島城跡、このあたりで御苦勞をなさっていると私は聞いております。そのあたりでやはり地元の方も多分その後きれいになって、こういうふうな公園等、さまざまなど地元の方の協力が不可欠だと私は思っております。

そういう中でお一人追加をしていただければなという気がしますが、どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えいたします。

先ほどのこのワークグループというのは技術的な研究グループということで、一応その上の組織の中に平成23年に設立をしておりますけど、修理検討委員会というのがございます。その中には城内の区長、大手の区長で、あと鹿島高校の校長という方をメンバーを入れて設置しておりますので、今回のこのワークグループにつきましては、技術面からの文化財保護の観点から研究を進めていくということでございますので、御了解をお願いしたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。補足の説明をいただきまして、それだったら安心をいたします。地元の方が区長からも、特に城内の区長からはお電話等もいただき非常に心配をされている部分がございますので、今後もこの文化財保護を含め積極的に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

13番です。2点ほどお尋ねしたいと思いますが、1点は、先ほど住宅リフォーム助成制度の件で御質問ありまして御回答ありましたね、県は今年度までということで進められておりますが、私たちとしては全県的には継続していただきたいということで運動を進めているところですが、先ほどの御答弁の中で、市は来年度については協議をしていくというふうな私が聞き違いだったら、済みません。来年度どうするかということについては、今後、協議をしていくというふうな回答に受けとめました、そうなんですかね。

なぜ聞くかといいますと、予算のときだったですかね、私は来年度も続けるようにと言ったときに、一応25年までということになっているのでという御回答をいただいておりますが、協議を進めるということまでまた新たに発展したのならいいわけですが、その辺もう一遍、鹿島市としてはどうなのかということで御答弁いただけますか。

○議長（松尾勝利君）

中村建設環境部長。

○建設環境部長（中村博之君）

先ほど、橋爪議員の質問に対して私のほうが来年度からの新たな3年間の実施計画、毎年毎年ローリングしていきますから、その中で、特に財政当局とそこら辺、御協議をしていきたいというふうなことを申しました。

といたしますのも、今回、4月、5月に募集をしましてそれぞれ250名以上の申し込みがっております。実際にその対象になれるのは5分の1ぐらいの方ですので、私たち担当の部としましてはそこら辺の状況というものを酌んで、ぜひ財政のほうとも話をしていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今おっしゃったように、住宅リフォーム助成制度については該当できない人もいっぱい出てきまして、せっかくの制度が公平じゃないじゃないかというふうな声も出るくらい皆さんから非常に残念がられた分もありましたから、今のような御回答でしたらね、ぜひ今後進めていくという方向で取り組みをしていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。これは特に経済効果も大きなものがありますから、何かの事業とまた違うんですよね、そういう面ではぜひお願いをしたいと思います。

次に行きます。

17ページ、土木費の住宅費の関係でお尋ねをしますが、ここに住宅管理人の報酬ということで10人分が上がっておりますが、その下に住宅管理人謝金というのでマイナスになっておりますが、これとこれは同じものなのか、どういう関係なのか、ちょっとまずお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

市営住宅の管理人の謝金の件でございます。お答えいたします。

これまでは、市営住宅に管理人さんいらっしゃいますけれども、謝礼ということで、これまで報償費のほうで支出をいたしておりました。これが支出項目は報酬だろうと、報酬のほうに適しているということで、今回、住宅の管理人さんの手当といいますか、それを報酬のほうから支出をさせていただきたいということで計上させていただいております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

それでは、これは市内にある市営住宅全ての住宅においてそれぞれ管理人という形で置か

れていて、全ての方に支給されていると理解していいんでしょうかね。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

市営住宅には11団地ございますが、このうち琴淵住宅とか、それから浜新町、旭ヶ丘、こういうところはもう1戸、2戸ぐらいしか残っておりませんので、ここにつきましては管理人さんを配置いたしておりません。ほかのところは逆に西峰とか、末光、執行分、こういう世帯数が多いところは管理人さんを2名配置しているところがございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

管理人の任務といたしますか、それについてお尋ねをしたいと思います。私は3月議会の中で、特にひとり暮らしとか高齢者のお住まいの方が多いということで、そういうのについてどうみんなで手分けして見守っていくかというふうな質問もしましたが、ここでいう管理住宅の管理というのは、どの程度までの管理責任が課せられているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

管理人さんのお仕事といたしますか、これにつきましては、まず駐車場がございましたところは駐車料金の徴収をお願いいたしております。そのほかに市役所のほうからの文書の配布とか、市役所とその管理人とのやりとりの中で文書の配布とか、例えば、団地内で工事をする場合、剪定をしたりとか、そうした場合に工事の周知を徹底していただくと、そういうふうな業務をお願いしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

はい、わかりました。

同じ住宅問題ですが、今回の予算には直接関係ないかもわかりませんが、雇用促進住宅の実質的に貸し出しが始まりました。現状、分母が幾ら、どれだけの対象で今どれだけ入居されているのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

市の定住促進住宅の入居状況でございますが、入居戸数で申し上げますと、平成25年3月、私どもが独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構からお引き受けした時点では52世帯でございました。今回、2回ほど新規に申し込みを行っておりますが、平成25年5月21日現在でございますが、76世帯。したがって、120戸ございますが、76戸が入居されております。入居率が63.3%ということになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

ただいま63.3%の入居率ということですが、高層になっていきますが、大体あいている部分は1階、2階、3階、4階とどの部分が一番あいているんですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

そこまでちょっと今資料を持ちませんが、申し込みをされた方の順番に部屋の1階がいいのか2階がいいのか3階がいいのかそれぞれ希望をとっておりますが、4階、5階につきましては家賃も低く設定しておりますけれども、やはり入居率は非常に悪いということになっていきます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今お答えいただいたように、上階、上のほうがあいているということですが、今多くの皆さんの中に安い家賃の家に住みたいという希望は多いんですね。もちろんこの住宅にはある程度の条件もあると思いますが、しかし、それにしてもこれくらいの入居率ということは何の問題があるかということにもあると思うんです。

私も何人かからお聞きをしました。あそこ安いのがあるよと言ったんですが、やっぱり階段ですね、上りおりが大変だという、この答えが一番返ってきております。そういう面でやっぱりあそこが100%入居者を入れ込むためには、そういうのに応えるということが今非常に大事じゃないかと。せっかくああいう形で金をかけて買い取って貸しますよと、安い家賃の家が欲しいという要求があるということもあわせてそういう状況なのにこういうことになっているということですが、今後、また来年度からの年度計画もつくられると思いますが、私は早い時期にあそこにやっぱり要求であるエレベーターの設置というのを急がないとせつ

かくのが十分利用できないというようなことになるとと思いますが、その点についてはどのようにお考えなのか、これは市長お答えいただけますでしょうか、市長のほうがいいんじゃないかな。具体的には、やるやらんは市長でしょうから。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですから、お答えいたしましょう。

このところの人口の変動をどう見るかという話なんですけれども、毎年、大体100名ちょっとの人口減少ですよ、私たちのまちは。その中で2カ月間で20戸ちょっとですか、お一人というのは基本的に入らないというルールになっていますから、2人、あるいは3人と入居されたら恐らく五十数名の方が入っておられると思います。つまり、市全体として100名ぐらいの人口減の中で、ああいう場所に50名ほどが2カ月ぐらいで入れたということはどう評価するかということだと思います。

当然、一挙に満杯という状況にはならないと思いますが、その増加をどういうふうに見るか、あるいはもうちょっと2カ月ぐらいですから、もう少し実態を見てそれで状況を確認した上であとどうするかという判断をするということになろうかと思います。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

ちょっと考え方自体がね、ここの問題については、あそこを買い取らんといかんというような論議があるときからね、やっぱりエレベーターが必要じゃないかという議論されたと思うんですよ、議会の中でも十分出てきたと思うんですよ。2カ月でこんくらいも来たないば、例えば、あそこが便利だったら、今鹿島市内に住んでいらっしゃる方、本当に家賃で泣いている人はいっぱいいるんですよ。わずかな給料の中から40千円50千円という家賃を出さないと家がないんですよ。そういう状況の中ですから、例えば、あそこが安い条件に合致するならばそこに行こうという人はいるんですよ。そういう現状もあるんですよ。

今皆さん何をおっしゃっているか御存じですか、市長。言いたくないですがね、10億もかけてまちづくりをするより、あそこに1億か2億でエレベーターつくったほうがましやないかと言っている人もいます、正直。それくらいね、ああ、あそこができて安い家賃の家ができたよということで、楽しみにしていた人もいますよ。結局、あの住宅が今言うように六十数%しか入っていないということで、その周辺の、例えば駐車場を貸そうと、駐車場のために提供してくださった方たちは駐車場がいっぱいにならんで収入が入らないという、その苦勞もなさっているんですよ。そういう一つのことですらいろんな波紋が今起きています。

今いろいろ言ったってしょうがないと思いますが、私はね、来年からの新たな計画の中で、

ぜひこのエレベーターの設置計画、これは入れていただきたいということをお願いして終わりたいと思いますが、何かありましたらお答えください。

○議長（松尾勝利君）

答弁ありますか。森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

エレベーターの件ですが、先ほど市長が申しましたように、2カ月で約24戸、入居者にしますと74名の方が入居されております、2カ月で。今後、1年間かけてこの入居募集といたしますか、また、秋に募集いたします。そういうことで、できるだけここに多くの方に入居していただくように私どももう少し、ここ1年間かけて努力していきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

努力をしていただくということは当然のことですが、特に若い人たちが安い家賃の住宅に住みたいんですよ、住まないと生活できないから。ところが、若い人たちが子供を抱え荷物を抱えて3階、4階を利用するというのは、これは大変なことですよ。いつか私もここで言ったかわかりませんが、うちの子供が4階に住んでいてエレベーターがなくて、もう本当、行きたくないようがありました。孫抱えて荷物抱えて上がるのは嫌ですよ。それを毎日せんといかんわけですから、そういう要求はあるわけですから、これはぜひ努力、実現、お願いをして、終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

5番角田一美です。2点ほど質問させていただきます。

1点目が補正予算（第1号）の説明書の15ページの民生費の中に保育所運営費、この中に新規事業として保育士等処遇改善臨時特例事業補助金24,792千円が新たに計上されておりますけれども、この24,792千円の対象となっている保育園の数とそれから対象職員数、それについてちょっとお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

鹿島市におきましては、14園全て該当いたしております。保育士、今のところ4月1日現在でございますけれども、235名の方が該当という形になっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5 号角田一美議員。

○5 番（角田一美君）

対象は市内の保育園全て対象になっているということで、235名の保育士の方の処遇改善、いわゆる賃金、給与等の改善に充てる補助金だと思いますけれども、これの制度については、四、五年前に介護職員等処遇臨時補助金が、同様な補助金があったと思うんですけれども、この補助金の効果についてなんですけれども、今年度、25年度の制度として発足したんですけれども、この対象年度というか、1年度限りの事業なのか、それと1人当たりの処遇改善、いわゆる24,792千円の積み上げとして、大体月額何千円程度の処遇改善につながっているのか、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

まず、一月ということでしたけれども、一月に換算いたしますと大体9,900円ぐらいという形になると思います。ですが、今回のやり方といたしましては鹿島市のほうでは一時金として差し上げる、一時金でございます。そして、差し上げるというふうなことで全園一致したやり方をとっているということになっております。

それと、来年度のことでございますけれども、実際、私どもといたしましては、国のほうがどういうふうを考えているかというふうなことでございます。これは、直接は国のほうからこども基金についてきておりますので、私どもといたしましても要望はするということになりましようけれども、どういった形でこれをつなげていくかということにつきましては、今からだというふう考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

5 号角田一美議員。

○5 番（角田一美君）

月額換算すると9,900円程度、10千円足らず、相当の改善額になるんですけれども、この対象補助金が、いわゆる1年限りとするとどうしても、給与のほうに定昇なり、給与アップという流れがですね、それを補助金が切られた後、いわゆる切られたらあと事業主がそれだけ負担をするような形で、非常に保育所運営を圧迫するという形でなかなか取り組みがたいんですけれども、聞きますと、一時金にということで、介護職員等処遇改善についても同様な形でほとんどのところが年末、あるいは年度末の一時金的な、あるいは昇給の形で化けてしまったような、そういったところがあったんですけど、できるだけこういった本当の保育

園で働く若い人たちの、保育士の処遇改善につながるような制度を要求していただきたいと思うんですけども、いわゆる国が、こういった介護士の確保というのは非常に問題になっておりますけれども、この保育所の保育士についても鹿島の場合はどうなんでしょうか、もう介護士の場合はほとんど若い介護士がなかなか見つからない。というのは月額給与が物すごく低いと。ある程度国の処遇改善等がなされてもなお低くて就労者が、あるいは働きたくても市内にないということで、なかなか鹿島市内で見つからなくて市外、町外のほうから見つけてきていただいているのが現状なんですけれども、保育所についてはどうなんでしょうか、介護職に比べて保育士の給与面というのは資格をお持ちですからある程度処遇されていると思うんですけども、実態としてはどうなんでしょうか、やっぱり不足がちなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

今の御質問でございますけれども、足りないということはないと思います。

と申しますのは、1人当たりの園児数等も決まっておりますので、これを下回った場合につきましては、これはもう受け切れないという形になりますので、それはないと思いますけれども、ただ、新しい職員さんが入っているかどうか、ちょっと私どももはっきりはわからないところでございますし、また、保育士さんの今現状、この中身を、給与等が幾らなのかという個人情報に関するようなことはちょっと私どもの口からは申せないというところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

保育所の給与については個人情報で把握していないということでしたけれども、この処遇改善補助金については、ある程度現実に補助金でもって保育士の処遇が実質的に改善されたかどうかの効果というものが義務づけられると思うんですけども、いわゆる現状がどういふふうにあってどのように改善されたかというのを1年後、補助金の実績報告として求められる、そういった形である程度出口のほうで規制される、されないと非常にこの補助金の効果的な運用というものは望めないわけですので、ぜひ公表されないにしても実質的にそういった補助金が効果的に運用されているような処遇改善がなされるように、1年限りということとは非常に問題あり、ある程度数年続けていくような制度に要望していただいて、実質、本当に保育士さんの給与等が改善されるようにぜひ実現を、指導をお願いしたいと思います。

もう1点は、17ページの土木費の住宅管理費の中に空き家活用助成金1,000千円、当初で

2戸分、1,000千円計上してきたけれども、本年度見込みとしてあと2戸分足りないということで2戸分の1,000千円計上されておりますけれども、今年度4戸の、いわゆる空き家を市外の方が入って改善するのに1戸当たり500千円の助成を受けて4戸2,000千円、今年度予定されるんですけれども、この空き家バンクの制度が設けられてから数年たつと思うんですけれども、この制度発足から現在まで空き家バンクを活用して住宅改修、いわゆる空き家改修活用助成補助金を受けられた件数がこれまで何戸あるのか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

この空き家バンク制度は平成19年4月1日から施行をいたしております。当初は商工観光課が担当いたしておりましたけれども、平成23年度から都市建設課のほうで業務を行っております。件数でございますが、平成19年度はゼロ件でございました。平成20年度から平成24年度までは11件に助成をいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

平成19年度に制度発足して、20、21、22、23、24、実質5年間で11件、1年間で大体2戸平均の空き家を改修して鹿島市に移住をされてきて、それだけ定住人口増につながっているというんですけれども、この空き家バンクの運用状況について、全国そういった人口減少問題が非常に顕著で、各県、各市町も非常に空き家がふえてきている。鹿島も相当空き家がふえて空き家の管理上いろいろな問題も出てきて、昨年度、空き家対策条例をつくっていただいて対策をいろいろやっただけでございますけれども、その空き家管理条例をつくったときにお尋ねしたときの空き家が172戸、区長さんに照会したときに172戸あったとお聞きしたんですけれども、その中には約81戸程度、管理不十分で非常に危険なものもあるということでしたけれども、その172戸から81戸を引けば約90戸程度が管理がある程度なされて再利用できる施設があるということなんです、90戸ぐらいの空き家がすぐにでも住めるような管理がなされている、ある程度の簡易な空き家活用の補助金、改修補助金500千円等を利用してすればいいんでしょうけれども、この空き家バンクの登録されている戸数ですか、172戸あると言いましたけれども、そのうち、現在この鹿島市のホームページ等で登録されている戸数は何戸ぐらいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

現在、空き家の登録物件でございますけれども、鹿島地区が3件、能古見地区1件、浜地区4件、七浦地区1件で、合計の9件というふうになっております。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

空き家の戸数172戸のうち9戸ほど登録されていると。そのうち、年間一、二件程度の補助があっているということですが、非常に各県の空き家バンクの活用状況を私全国調べてみたんですけど、非常に空き家バンクを取り扱っている市町村も年々ふえております。しかし、うまくその空き家を市町村がこの登録、持ち主の情報を、いわゆる鹿島市のホームページに情報を提供して、いわゆる都会の方が行ってみたい、住みたいというふうな非常に住みたい心をそそるような情報を満載してやっている上位10市町村あたりを見てみますと、制度が早いところは2005年、あるいは2008年度からスタートして、もう5年ないし8年ぐらいになっているんですけど、50件から多いところでは160件というふうな感じで、非常にその点、鹿島市のような人口規模があるかどうかということをやっと調べてみたんですけど、広い空き家バンクの活用をうまいところやしているところ、10位の中にですね、2位の京都府の綾部市、ここは人口3万4,000程度ですけど、世帯数1万4,000、鹿島よりちょっと大きい市ですけど、これは2008年の5月から空き家バンクをスタートさせて既に78件、これは昨年の統計、アンケートの結果ですから、もう既に80件を超えている、そういうふうな感じで相当毎年多い、同じ規模の市町村でもそういったところがあります。

それから、同じ第5位に山梨県の山梨市なんか、ここも2006年9月にスタートして、人口は3万5,000ぐらい、これも鹿島よりちょっと大きいですけど、ここも昨年度で60件、だから、現在70件以上を超えているというような話で、やはり鹿島の5倍ぐらい、年間、同じ規模でうまいところして、それから、都市からの移住人口の促進、定住人口促進に非常につながっているというふうな形で、そういった形で空き家バンクの登録の活用方法についてお尋ねなんですけれども、この補助金を受けるためには、いわゆる登録をするためには、鹿島市のホームページ見ていたんですけど、いわゆる宅建業協会等の協力のもとにしてあるんですけど、個人が鹿島市に情報を提供して全て空き家バンクに登録することができるのかどうか、そして、そういった改修、いわゆる登録バンク制度を利用して補助金を受けるための条件というか、そうしたものについてあればちょっとお教えていただきたいと思いますが。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

この空き家バンク登録制度につきましては、原則は宅建協会のほうで情報提供をいただいて、鹿島市はその情報を皆さんに提供するということが原則となっております。助成金につきましても宅建協会と、もしそこに入居したいという御希望の方がいらっしゃいましたら宅建協会を通じて市のほうに申請を上げていただくというふうな形になっておりますので、現在も杵藤地区の宅建協会の皆さん方にいろんな空き家情報とか、そういうものをタイムリーに私どもに提供していただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5 番角田一美議員。

○5 番（角田一美君）

空き家バンクの登録状況については、いろいろ各市町村まちまちですけれども、鹿島市は宅建業協会からの情報提供でやるということで、ちょっと鹿島市のホームページで空き家バンクをのぞいてみたんですけれども、いわゆる市内のある宅建業協会の業者名がなって、あるところについては、非常に登録上、空き家情報等、すぐリンクできますけれども、全然名称だけでつながらないと、そういった感じで、本当に都会の人が空き家の情報を見るためには、そこら辺のホームページのその宅建業協会サイトの情報の提供、情報管理というのが非常に私十分なされていないんじゃないのかと、そういった関係で、本当にある情報をやはり都会の皆さんに興味そそるような形でいろんなあらゆる条件、マッチするような情報をたくさん載せて運用するような形で、直接、市町村独自で、いわゆる持ち主からの情報提供で市が登録情報、提供をやると、そうしたところがうまく、多くですね、やはり市町村がかかわりを持つことによって、いわゆる空き家を求める方に安心を与えているというふうな形で非常にうまくいっている事例をたくさんお見受けしましたので、そういったやつをぜひもう少し空き家バンクの登録の状況、宅建業協会の協力を得ながらすばらしい制度にさせていただくことをお願いしまして、私の質問を終わりといたします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

先ほど角田議員の御質問の中で、私、市のほうは情報提供のみというふうな答弁をしたと思います。宅建協会を通じて登録をしてくださいということで答弁いたしましたけれども、個人での登録も可能ということでございます。大変申しわけございません。

それから、補助金の助成金をいただく条件としましては、市外からの転入者で5年以上定住をすることというふうになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ここで、質疑をされる方はあと何名いらっしゃいますか、手を挙げていただいて。1人ですか。14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

14番松本です。まず、説明資料21ページ、ナンバー11、生涯学習課、新規、B&G海洋センター修繕助成金、補正額5,000千円ということであります。内容を見ますと、B&G海洋センターのプール循環ろ過器装置の交換ということですが、まず、プールは多分14日から利用されるというふうなことであったらと思います。それに間に合うとかどがわからりませんが、何で6月の補正なのか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えいたします。

B&Gの海洋センター修繕助成金につきましては、昨年8月に助成の申請をいたしております。申請の過程で向こうの審査日程の都合といいますか、助成金の決定というのがことしの4月4日付で決定が参りました。それで今回、6月に提案をしておりますが、実際議員がおっしゃったとおり、B&Gのプールにつきましては、もう開業しております。採決をいただきまして、そうした場合にはプールの工事につきましては、オフシーズンですね、10月から12月を予定しておりますが、実際、助成金が決定いたしまして、今度B&Gの財団のほうに申請書を、申請書といいますか、修繕助成請書ということで6月30日までに提出をしなければならないということで、この添付資料に議会の予算の議決を添付せんといかんということで、今回6月の定例会にお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

ありがとうございます。今シーズンは大丈夫だというふうなことだろうと思いますけれど、いろいろ昨年は小学校のプールで、ちょっとしたことで大腸菌の件もありましたし、やはり今後の鹿島を背負ってくれる、特に小学生とかがいっぱいB&Gのプールを活用しておりますので、環境の整備はよろしく願いをしておきたいと思っておりますし、で、新たに生涯学習課長、澤野課長が誕生したわけですので、抱負を伺いたいというふうな思いはなかなかにありますが、一昨年ぐらいでしょうか、私が一般質問で温水プールにできないでしょうかというふうな、有明に温水プールがありますけれど、結構、有明まで温水プール、メタボと誰ば見て言

うぎよかですかね、メタボがふえてきたということで、私も8キロ程度やせましたけれど、そういうことで、プールで歩くことがかなり健康にいいんだというふうなことも言われて、アフターファイブ、プールという方がふえてきておるようですけども、温水プールの計画、先ほど住宅の件で部長が、また来年度から3カ年計画で考えますよというふうな思いもありましたから、その辺、澤野課長いかがお考えでしょう。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えいたします。

B & Gのプールの温水化ということで、12月かの一般質問のほうで御質問ということでありますが、実際温水にするには、ビニールに今なっておりますけど、それ自体、箱物から温水にする場合にはしなければならないということで、実際工事費について概算といいますか、調べたところ1億円以上かかるということで、今現在のところは温水プールのほうの仕様については考えていないところでございます。今現在はできないと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

残念です。ありがとうございますと言おうで思ったですけども、考えていないと。考えてください。先ほどのことじゃありませんけれども、このろ過器の交換についても昨年申請をして、そしてまた、ことしの6月30日までに報告をせんばいかんというふうな、やはり補助金もろうてしゅうでちゃ、なかなか大変だろうというふうなところがありますから、やはり計画は夢を持って大きな計画を立てていただきたいという思いがあります。ぜひ温水プールに澤野課長のときに実現するように計画をしていただきたいと思っておりますし、もう1つ、B & G関係で、ちょうど私の目の前にありますから、有明海再生にかなり寄与しているというふうなことでお褒めをいつかいただいたようですけど、水質の浄化、ろ過で佐賀大学の先生がかなり効果が出ているというふうなことを聞きましたけれども、ただ、ここ数年、艇庫に、今ボートがおっとやろうかにゃというような感じで、結構、ウナギ釣り針は立っております、夕方は。しかし、船はいつちよん動きよらんですから、私が櫓は見つけましたから船をもろうてきて櫓をこいであそこを回ろうかな、足腰の鍛練のためにというふうな、本気で思っているわけですけども、近ごろ艇庫の利用というのがなされていないようですけども、教育面、また生涯学習課での艇庫の活用面、いかがお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

私のほうからは海洋センターの艇庫の貸出状況といえますか、先ほどのカヌー関係の台数あたりもちょっとお答えをしたいと思います。

昨年、平成24年度の利用実績といたしましては、4月から11月までの8カ月間の間に件数といたしましては4件でございます。4件というのは7月に1件、8月に1件、それと10月に1件、11月に1件ということで、4件で人数といたしましては16名でございます。この中で、内訳といたしましては、道の駅の干潟体験、体験教室ということで道の駅のほうが募集をしております。その中で実際この辺につきましては受け付けあたりからやっている状況でございます。それと、カヌーの台数につきましては、今10台持っておるところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

ビーチの艇庫に絡みましてですけれども、現在、観光振興のために「たび旅かしま」というもので、体験もののPRを行っているところでございます。その中で、道の駅鹿島さんが艇庫のカヌーを借りましてシーカヤックということで、道の駅のところから有明海のほうに出ていくというツアーというか、体験ものをことしから始められております。3月から5月までの間で2回ほど実施をして、ちょっと人数は忘れましたが、利用をいただいているところでございます。

今後も道の駅鹿島さんとしては、そういう体験を続けていきたいというふうにおっしゃっておられます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

ありがとうございます。ぜひこういうふうな施設、実際財源の少ない鹿島市ですから、B&G財団とかうまく活用して有効に利用してもらうことが一番大事なことじゃなかろうかというふうな思いがいたします。

それで、次に住宅リフォーム関係で、いろいろエレベーターまで出てきましたから黙っておこうと思いましたが、お尋ねをいたします。

先ほどの答弁で、5月末で33件、7,400千円の申請というふうなことだったろうと思いませんけれども、1回目は250名、2回目250名、この500名の中で33件が合格したということなんでしょうかね。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

リフォームの件ですけれども、第1回目ですね、抽せん会を行いました。そのときに250名の申し込みがっております。そのときは50名、50件、それから、2回目がこれも同じく250名の申し込みございまして、現在のところ25件までを助成対象といたしております。現在50名と25名、75名の方は申請できますが、今後、補正を承認いただきますと、その予算に合わせて76番目、77番目の方が申請をされていくというふうな形をとっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

まだまだ余裕があるということなのですね。

雇用促進住宅、定住促進住宅の件で一般質問でちょっとばかり触れようと思っておりますから、触れようと思うとらんやったところをお尋ねしますけれど、今度、きょう、市長の第2号の提案理由説明がありました。国交省、経済産業省のリノベーション事業の採択があったというふうなことであって、今思いついたものですからお尋ねをします。

こういうふうに住宅を確保して、5階建て、私も4階に孫がおりましたから数年間4階まで通って、孫をкаろうてうじゃあて上り下りしたことが思い出になりますけれど、当初、購入するときにエレベーターの件がありました。そのエレベーターを市独自では多分無理だろうと思いますし、実際市独自ですってすげにゃ、どれだけの事業効果、費用対効果があつとかということで、いろんな意見が出てくる思うわけですけどね。そしたら、そういうふうな、今回リノベーション事業が認められた。また、経済産業省のこともありました。将来的に、10年間のうちに、来年、再来年、ひよっとすげにゃ、さっきの申請を上げとつたら予算のついたよというふうな、宝くじに当たつとよいとも簡単かろうというふうな思いがするわけですけど、そういうふうな構想というのは、夢がある構想というのは立たんとですかね、簡単に部長が答弁でけんやろうけんが、市長お願いします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

趣旨が正確に理解しているかどうかですが、普通、助成をいただく場合は、当然、国の事業も単年度でつきますから、その場合にはこちらにも具体的に同じ年度にこういう事業をやりますよと言わんといかんですよ。向こうに受け皿がないのにこういうのをやりたいというのをあらかじめ申請するというのは、これは基本的にそういうシステムになっていないと思

いますから。だから、どのくらいのスピードで国のほう、あるいはそういう助成を担当している法人の情報をあらかじめキャッチするだとか、そういうことではなかろうかと思います。

先ほど演告の中で若干触れたと思いますけれども、国の場合は、これは経験則ですよ、ルールじゃございませんが、ある大きな事業を例えば3年とか5年で仕組んだ場合に非常に効果があった、評判がよかったという場合には、第2期の事業を組むということがしばしばございます。したがって、例えば、今度のリノベーションを例にとりますと、鹿島の事例は形の上で非常にモデル事業だという評価を国のほうもしていただいていますので、それがうまくいって仮にリノベーションが第2期があったと、これは仮定ですよ、あったとすれば我々は非常なアドバンテージを持つということになるかと思いますが。

したがって、そういうことがあれば、あらかじめこちらから相当の情報を発信しているということが有利な条件になってくるなという感想を持っております。そういう意味で、演告の中に、今後そういうことを念頭に置きながら我々は対応しないといけないという趣旨のことを盛り込んであったというふうに理解をしていただければと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

ありがとうございます。今、鹿島の産業のミカンも低迷しておりますけれども、ミカンの価格安定基金というのを佐賀県が提案をして、県の代議士にお願いし、農林水産省もお願いをして価格安定基金という国の事業ができたというふうなことを思い起こしておりました。そういうふうなことで、やはりしっかりした形で対応していくことが国を動かすことにつながってくるし、地元が潤うことにつながっていくんじゃないかというふうな思いで、先ほどの質問をいたしました。どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第39号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第39号は提案のとおり可決されました。

日程第9 請願上程

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9. 請願上程であります。

お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会において受理した請願1件であります。

請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願は、会議規則第128条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明13日は休会とし、翌14日は午前10時から総務建設環境委員会、文教厚生産業委員会を開催、15、16日は休会とし、次の会議は6月17日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時48分 散会